

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第105号**

平成22年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第106号

平成22年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第107号**

平成22年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第108号

平成22年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第109号**

平成22年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第110号

平成22年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第111号**

平成22年5月18日

広島バスセンター西A自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、5月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第112号

平成22年5月18日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、5月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第113号**

平成22年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第114号

平成22年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第115号**

平成22年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第116号

平成22年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第117号**

平成22年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第52号

平成22年5月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第53号**

平成22年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第54号

平成22年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第55号**

平成22年5月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部の市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 委任を受けた区分任出納員  
東区役所市民部の市民課及び収納課(戸坂連絡所)  
嘱託員 宮脇 いづみ
- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の収納
- 3 委任年月日  
平成22年5月7日
- 4 委任期間  
平成22年5月7日から平成23年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示(東区)第56号

平成22年5月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部の市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 解除を受けた区分任出納員
東区役所市民部の市民課及び収納課(戸坂連絡所)
嘱託員 横山 学

2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 解除年月日

平成22年5月6日

~~~~~  
広島市告示（東区）第57号

平成22年5月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年5月27日から平成22年6月10日まで東区役所建設部管理課において、縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路種別 | 路線名       | 区域変更区間                               | 旧新 | 敷地の幅員メートル           | 敷地の延長メートル |
|------|-----------|--------------------------------------|----|---------------------|-----------|
| 市道   | 市道東5区39号線 | 東区二葉の里三丁目181番地先から<br>東区光町一丁目25番8地先まで | 旧  | 10.00<br>ゝ<br>15.50 | 5.00      |
|      |           |                                      | 新  | 10.00<br>ゝ<br>21.60 | 5.00      |

| 道路種別 | 路線名             | 区域変更区間                           | 旧新 | 敷地の幅員メートル           | 敷地の延長メートル |
|------|-----------------|----------------------------------|----|---------------------|-----------|
| 市道   | 市道東5区49号線（第一工区） | 東区若草町1700番地先から<br>東区若草町1700番地先まで | 旧  | 20.00<br>ゝ<br>21.40 | 64.00     |
|      |                 |                                  | 新  | 20.00<br>ゝ<br>45.50 | 64.00     |

| 道路種別 | 路線名             | 区域変更区間                           | 旧新 | 敷地の幅員メートル           | 敷地の延長メートル |
|------|-----------------|----------------------------------|----|---------------------|-----------|
| 市道   | 市道東5区49号線（第二工区） | 東区若草町1699番地先から<br>東区若草町1700番地先まで | 旧  | 9.90<br>ゝ<br>10.00  | 45.00     |
|      |                 |                                  | 新  | 10.00<br>ゝ<br>10.00 | 45.00     |

~~~~~  
広島市告示（東区）第58号

平成22年5月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法

律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年5月27日から平成22年6月10日まで東区役所建設部管理課において、縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	市道東5区39号線	東区二葉の里三丁目181番地先から 東区光町一丁目25番8地先まで	平成22年5月27日

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	市道東5区49号線（第一工区）	東区若草町1700番地先から 東区若草町1700番地先まで	平成22年5月27日

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	市道東5区49号線（第二工区）	東区若草町1699番地先から 東区若草町1700番地先まで	平成22年5月27日

~~~~~  
広島市告示（東区）第59号

平成22年5月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第64号

平成22年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示（南区）第65号

平成22年5月7日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月28日に広島市西部自転車等保管

所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第66号

平成22年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
**広島市告示（南区）第67号**

平成22年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第68号

平成22年5月12日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第69号**

平成22年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第70号

平成22年5月12日

広島駅南口第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第71号**

平成22年5月18日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の変更を行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 1 変更する区域  
南区黄金山町14番街区の一部
- 2 変更の内容  
別図「黄金山町の街区の区域変更図」のとおり。
- 3 変更年月日  
平成22年5月20日

別図 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第72号

平成22年5月18日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 1 設定・変更を行う区域
南区の段原日出町、段原山崎町、段原山崎一丁目、段原山崎二丁目、段原日出一丁目、段原日出二丁目及び霞一丁目の街区の各一部
- 2 設定・変更の内容
別図のとおり。
- 3 設定・変更年月日
平成22年6月1日

別図 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第73号**

平成22年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第74号

平成22年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第75号

平成22年5月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（南区）第76号

平成22年5月31日

広島駅南口第一、第二、第三A及び第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第77号

平成22年5月31日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 黒田 一博 嘱託員 寺田 幸治

嘱託員 中寿賀省伍 嘱託員 住田 一也

嘱託員 白川 薫 嘱託員 長山 英二

嘱託員 石田 浩範 嘱託員 中谷 洋

嘱託員 田辺 美和 嘱託員 岡田 昭雄

嘱託員 一村 義男 嘱託員 畑岡 欽也

嘱託員 鈴木 実

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成22年4月1日

## 4 委任期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（南区）第78号

平成22年5月31日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課及び収納課（青崎連絡所）

主 任 田口 淳二 事務指導員 沖本 順啓

事務推進員 向原 真由 事務推進員 藤井 悠嗣

3 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条に規定する手数料（青崎連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成22年4月1日

4 委任期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（西区）第63号

平成22年4月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（西区）第64号

平成22年5月10日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（西区）第65号

平成22年5月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示（西区）第66号

平成22年5月10日